

判例六法 令和七年版 有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

判例六法は、基準日（令和六年八月一日）までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、判例六法に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法では、実際に効力をもっている条文を調べることができなくなってしまう。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和七年四月二日から令和八年三月三十一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和八年四月一日以降に施行されるものについては、判例六法本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和六年一〇月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和七・五・一六までに施行」などと表記していますが、施行期日を定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、判例六法に掲載している条文が効力をもつこととなります。

令和六年一〇月一日

有斐閣六法編集室

凡 例

- 〔内容現在 令和六年一〇月一日〕
- 〔掲載内容〕判例六法令和七年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。
- 〔施行期日の範囲〕令和七年四月二日から令和八年三月三十一日まで（令和八年四月一日以降のものは判例六法に注記を加えて掲載した。）
- 〔掲載の原則〕該当する条文を条ごとに掲載した。ただし判例六法と同一の部分については（略）などと表記して、項及び号の範囲で省略している。
- 〔改正法一覽〕各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。
- 〔施行日決定一覽〕判例六法基準日（令和六年八月一日）から同年一〇月一日までに公布された施行期日を定める法令による施行期日を一覽で掲げた。

施行日決定一覽

法 令 名	施 行 期 日	施 行 期 日 を 定 め た 法 令
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五法四八）附則第一条第三号	令和七・五・二六	令和六・九・二政三八四
大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五法八四）附則第一条	令和六・二・二二	令和六・九・二政二八一
官報の発行に関する法律（令和五法八五）附則第一条	令和七・四・一	令和六・九・二政三〇九

目次

公 法

- 国籍法(昭和五法一四七)……………三
- 公職選挙法(昭和五法一〇〇)……………三
- 裁判所法(昭和三五五九)……………五
- 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成一六法六三)……………五
- 国家公務員法(昭和三法二〇)……………五
- 地方自治法(昭和三法六七)……………六
- 行政不服審査法(平成一六法六八)……………七
- 個人情報報の保護に関する法律(平成一五法五七)……………七
- 警察官職務執行法(昭和三法二二六)……………七
- 民法(明治二九法八九)……………八
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成一八法四八)……………八
- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成一八法四九)……………八
- 不動産登記法(平成一六法二三)……………九
- 消費者契約法(平成二二法六)……………九
- 戸籍法(昭和二三法三四)……………九
- 会社法(平成一七法八六)……………一〇
- 社債、株式等の振替に関する法律(平成一五法七五)……………一一
- 金融商品取引法(昭和三法三五)……………一一

刑 事 法

- 人事訴訟法(平成一五法一〇九)……………一三
- 家事事件手続法(平成一三法五二)……………一三
- 民事執行法(昭和五法四)……………一四
- 民事保全法(平成一四法九)……………一四
- 破産法(平成一六法七五)……………一五
- 刑法(明治四〇法四五)……………一六
- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成一四法三六)……………二二
- 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四五法六八)……………二二
- 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律(昭和四五法一四)……………二二
- 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成一四法二八)……………二二
- 爆発物取締罰則(明治一七法三三)……………二三
- 暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正一五法一〇)……………二三
- 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五三法四八)……………二三
- 盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律(昭和五法九)……………二三
- 道路交通法(昭和五法一〇五)……………二四
- 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二五法八六)……………二四
- 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成二五法五二)……………二四
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成一五法二一〇)……………二五

社 会 法

- 臓器の移植に関する法律(平成九法一〇四)……………二五
- 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二八法一四)……………二六
- 覚醒剤取締法(昭和二六法二五)……………二六
- 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三三法九四)……………二六
- 刑事訴訟法(昭和三法三二)……………二七
- 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成一四法三七)……………二八
- 少年法(昭和三法一六八)……………二八
- 刑事取容施設及び被收容者等の処遇に関する法律(平成一七法五〇)……………二九
- 更生保護法(平成一九法八八)……………三〇
- 労働基準法(昭和二五法四九)……………三一
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三三法七六)……………三一
- 労働審判法(平成一六法四五)……………三一
- 労働組合法(昭和二四法一七四)……………三一

産 業 法

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二五法四五)……………三二
- 特許法(昭和三四法二二)……………三二
- 不正競争防止法(平成五法四七)……………三三
- 著作権法(昭和四五法四八)……………三三

○裁判所法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令 一 罰則等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則九条（令和七・六・一施行）

第六条（二人制・合議制） ①（略）
②（枉書略）

一 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪、刑法第二百三十六条、第二百三十八条又は第二百三十九条の罪及びその未遂罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条第一項若しくは第二項又は第三条ノ三第一項の罪並びに強盗等の防止及び及び関する法律（昭和五年法律第九号）第一条又は第三条の罪を（除く）に係る事件
三・四（略）

第三條 裁判權

①（略）
② 簡易裁判所は、禁錮以上の刑を科することができない。ただし、刑法第三十條の罪若しくはその未遂罪、同法第八十六條の罪、同法第二百三十五條の罪若しくはその未遂罪、同法第二百五十條、第二百五十四條若しくは第二百五十六條の罪、古物営業法（昭和十四年法律第八十号）第三十條から第三十三條までの罪若しくは質屋営業法（昭和十五年法律第五十八号）第三十條から第三十二條までの罪に係る事件又はこれらの罪と他の罪とにつき刑法第五十四條第一項の規定によりこれらの罪の刑をもつて処断すべき事件においては、三年以下の懲役を科することができる。

第四條 任命の欠格事由

他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者外、左の各号の一に該当する者は、これを裁判官に任命することができない。
一 禁錮以上の刑に処せられた者
二（略）

第七條 審判妨害罪

第七十條又は前条の規定による命令に違反して裁判所又は裁判官の職務の執行を妨げた者は、これを一年以下の懲役若しくは禁錮又は千円以下の罰金に処する。

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令 一 罰則等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則五七条（令和七・六・一施行）
・刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五・五・一七法二八）附則六条（令和七・五・一六までに施行）

第二条（目的） 一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件
二（略）
三（略）

第四条 欠格事由

一 禁錮以上の刑に処せられた者
二（略）
三（略）

第五条（就職禁止事由）

①（略）
②（枉書略）
一 禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の最終に至らぬ者
二 逮捕又は留置されている者
三（略）

第八條 公訴の取消し等の制限

① 前項の区分整理決定があつた場合には、同項の請求に係る略式命令は、刑事訴訟法第四百六十九條の規定にかかわらず、当該被告事件について終局の判決があつたときにその効力を失う。
②（略）

裁判員等に対する請託等

① 第六十條（法令の定める手続により行う場合を除き、裁判員又は補充裁判員に対し、その職務に關し、請託をし、若しくは二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。）
②（略）
③（略）
④（略）

○裁判員等に対する威迫罪

令和七年四月一日以降有効な旧規定

第七條 被告事件に關し、当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあつた者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問はず、威迫の行為をした者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
②（略）

○裁判員等による秘密漏示罪

① 裁判員又は補充裁判員が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
②（略）

○裁判員の氏名等漏示罪

① 第九十條 検察官若しくは弁護人若しくはこれらの職にあつた者又は被告人若しくは被告人があつた者が、正当な理由がなく、被告事件の裁判員候補者の氏名、裁判員候補者が第十十條（第三十八條第二項（第四十六條第二項）において準用する場合を含む）、第四十七條第一項及び第九十二條第一項において準用する場合を含む、次条において同じ）に規定する質問票に記載した内容又は裁判員等選任手続における裁判員候補者陳述の内容を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○国家公務員法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令 一 罰則等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則六九条（令和七・六・一施行）

第五十條（人事官） ①（略）
②（枉書略）

一 禁錮以上の刑に処せられた者又は第四章に規定する罪を犯し、刑に処せられた者
三（略）
④（略）
⑤（略）

欠格事項

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
二（略）
三（略）

身分保障

① 第六十條の○（枉書略）
二 禁錮以上の刑に処せられたとき
三（略）

第九條 欠格事由

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一 人事官の欠員を生じた後六十日以内に人事官を任命しなかつた人員（此の期間内に両議院の同意を経なかつた場合には、此の限りでない）
二 第十三條第三項の規定に違反して、営利企業の地位について者
三 第十四條（略）
① 第六十條（一） 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百円以下の罰金に処する。
一（略）
二 罰則（改正により削られた）
三 第十七條第二項（第十八條第三項）において準用する場合

有効な改正前規定（地方自治法）

合を含む。次号及び第五号において同じ。の写の提出求め

として喚問を受け虚偽の陳述をした者（改正後の二）
理由がなくてこれに応ず。又は同項の規定により書類は

その写の提出求められ正当の理由がなくてこれに応じな
つた者（改正後の三）
第五十七号条第二項の規定により書類又はその写の提出求め

られ、虚偽の事項を記載した書類又は写を提出した者（改正
後の四）
第五二（略）改正後の五
六十五（略）改正後の六
十六及び十七（略）改正により削れた

新六（改正より追加）
十八（略）改正後の十七
新十八（改正より追加）
十九（略）改正により削れた
二十（略）改正後の十九

第二一条 第九号第一号より第四号まで及び第十二号は前
条第一号第一号、第二号及び第七号まで、第九号から第十五号
まで、第十六号及び第二十号に掲げる行為を企て、命じ、故意

にこれを容認し、そのかき又はそのはしを助をした者は、それ
ぞれ各本条の刑に処する。
第二一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下
の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一人たるを問わず第九十八条第一項前段に規定する違法な
行為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれら
の行為を企てて
第一号を企てて
第二号を企てて
第三号を企てて
（改正により削られた）

第二二条 次の各号のいずれに該当する者は、三年以下の懲
役に処する。ただし、刑法 明治四十年法律第四十五号に正
条があるときは、刑法に準ずる。

一三（略）

○地方自治法

令和七年四月一日以降有効な旧規定
改正法令一覧
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴関係法律の整理等
に関する法律（令和四、六一七法六八）本則一四七条（令
和七、六、一施行）

第四一条（罰則の委任）①（略）
③ 普通地方公共団体の法令に特別の定めがあるものを除くは
若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の
刑又は五十万円以下の過料を科す旨の規定を設けることができ
る。

第七四条の四（違法署名運動の罰則）① 条例の制定又は改廃の
請求者の署名を関し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年
以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。
一三（略）

② 条例の制定若しくは改廃の請求者の署名を偽造若しくはそ
の数を増減した者又は署名簿その他の条例の制定若しくは改廃
の請求に必要と関係書類を抑留、毀壞若しくは奪取した者は、三
年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処す

③ 条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、選挙権を有する
者の委任を受けずに又は選挙権を有する者が心身の故障その他
の事由により請求者の署名簿に署名することができないときで
ないのに、氏名代筆者として請求者の氏名を請求者の署名簿に
記載した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下
の罰金に処する。

④ 選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により条例の制
定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができない場合に
おいて、当該選挙権を有する者の委任を受けて請求者の氏名を
請求者の署名簿に記載した者が、当該署名簿に氏名代筆者とし
ての署名をせず又は虚偽の署名をしたときは、三年以下の懲役
若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

⑤ 条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、次に掲げる者
が、その地位を利用して署名運動をしたときは、二年以下の禁
錮又は三十万円以下の罰金に処する。
一三（略）

第二〇〇条（調査権、出頭証言及び記録の提出請求、協議・調整
の場、議員の派遣、政務活動費、刊行物の送付、図書室等）

① 第二項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた
選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会を出頭
せず若しくは記録を提出しないときは、証言を拒んだときは、

六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。
④ 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知
り得た事実については、その者から職務上秘密に属するもの
である旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ
ば、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することがで
きない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、そ
の理由を説明しなければならない。

⑤ 議会が前項の規定による説明を理由がないと認めるときは、
当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害す
旨の声明を要求することができる。

⑦ 第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により
宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、こ
れを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。

⑧ 議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を
犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、
虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が議会の調査を終了
した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことがで
きる。

⑩ 議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予
め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費
の額を定めて置かなければならない。この額を超えて経費の支
出を必要とするときは、更に議決を経なければならぬ。

⑫（略）

第二〇〇条の九（一）（略）
⑧ 総務大臣は、委員が破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以
上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

⑨（略）
⑩（略）
⑪（略）
⑫（略）
⑬（略）
⑭（略）
⑮（略）
⑯（略）
⑰（略）
⑱（略）
⑲（略）
⑳（略）

第五二条の二八（一）（略）
一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を
受けることがなくなつてから三年を経過しない者
一三（略）

第五二条の三（一）（略）
（監査の実施に伴う外部監査人の義務）
第五二条の三（一）（略）

⑤ の罰金に処する。
（外部監査人の監査の事務の補助）
第五二条の三（一）（略）
⑥ 前項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下
の罰金に処する。
⑦（略）
⑧（略）

○行政不服審査法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則（五〇条）一八号（令和七・六・一施行）

（罰則）

第七七条 第六十九條第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○個人情報保護に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・刑罰等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則（〇九条）（令和七・六・一施行）
・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六・六・七法四六）附則一〇条（令和七・六・六まで）に施行

（所掌事務）

第二三条（住書略）
第四一三（略）
四 特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報若しくはその取扱）に関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあつせ及びその処理を行う事業者への協力に関すること。
五 九（略）

第一七六条 行政機関等の職員若しくは職員であつた者、第六十六條第二項各号に定める業務若しくは第七三條第五項若しくは第六十二條第一項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮若加工情報若しくは匿名加工情報の取扱にに従事して、派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十條第一項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一七八条 第四百十八條第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をしした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一七九条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む）第六十四條第一項において同じ）である場合にあつては、その役員、代表者又は管理人、若しくはその従業員又はこれらであつた者が、その業務に関して取り扱つた個人情報データベース等、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は濫用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一八〇条 第七十六條に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は濫用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一八一 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○警察官職務執行法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則九七条（令和七・六・一施行）

（武器の使用）

第七七条 警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認められる相当な理由がある場合において、武器の使用に依り合理的に必要と判断された限度において、武器を使用することができる。但し、刑法（明治四十四年法律第十五号）第三十六條（正当防衛）若しくは同法第三十七條（緊急避難）に該当する場合は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を与へてはならない。
一 死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に、あたる罪悪な罪を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足る充分な理由のある者がその者に対する警察官の職務の執行に抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足りる相当な理由がある場合。

二 逮捕状により逮捕の際又は勾引状若しくは勾留状を執行する際その本人がその者に対する警察官の職務の執行に抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足りる相当な理由がある場合。

有効な改正前規定（民法 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律）

○民法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令五・六・四法五三） 本則四四五条（令和七・二・一三までに施行）

（債権者のみなし承諾）

第三八四条（程書略）

- 一三（略）
- 四 第一号の申立てに基づき競売の手続を取り消す旨の決定（民事執行法第六十八条において適用する同法第六十八條第三項若しくは第六十八条の三第三項の規定又は同法第六十八條第二項第五号の勝本が提出された場合における同条第二項の規定による決定を除く。）が確定したとき。

（公正証書遺言）

第九九九条（程書略）

- 三 公証人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ、又は閲覧させること、改正により廃られた。
 - 四 遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印を押すこと。ただし、遺言者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。改正により廃られた。
 - 五 公証人が、その証書は前各号に掲げる方式に従って作つたものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。（改正により廃られた）
- （改正後の①）
- ②③ 改正により追加

（公正証書遺言の方式の特則）

第九九九条の二①

口がきけない者が公正証書によって遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、前条第三号の口授に代えなければならない。この場合における同条第三号の規定の適用については、同号中「口述」とあるのは、通訳人の通訳による申述又は自書とする。

② 前条の遺言者又は証人が耳が聞こえない者である場合には、公証人は、同条第三号に規定する筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又は証人に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。改正により廃られた。

③ 公証人は、前二項に定める方式に従って公正証書を作つたと

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

外国に在る日本人の遺言の方式

第九八四条 日本領事の駐在する地に在る日本人が公正証書又は秘密証書によって遺言しようとするときは、公証人の職務は、領事が行う。この場合においては、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第四号の規定にかかわらず、遺言者及び証人は、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第四号の印を押すことを要しない。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令四六・一七法六八） 本則六二条（令和七・六・一施行）

（役員資格等）

第六五条①（程書略）

- 一三（略）
 - 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）。
- ②③ 改正により追加

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令四六・五・二法二九） 本則 令和七・五・二一までに施行

（公益認定の基準）

第五五条（程書略）

- 一五（略）
- 六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。
- 七・八（略）
- 九 その事業活動を行うに当たり、第十六条第一項に規定する遊休財産額が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。
- 十 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の關係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても同様とする。

新十二（改正により追加）

新十五・十六（略、改正後の十三・十四）

新十五・十六（改正により追加）

新四十八（略、改正後の十七・二十一）

○不動産登記法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽
 - ・民法等の一部を改正する法律 令和三四・二八法四 本則二条 令和八・二二施行
 - ・刑法等の一部を改正する法律 令和三四・二八法四 本則二条 令和八・二二施行
 - ・罰法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六△）本則九条（令和七・六・一施行）

第二一九条の二 改正により追加

（地図の写しの交付等）

- 第二二〇条の略
- ③ 前条第三項から第五項までの規定は、地図等について適用する。

（筆界調査委員の欠格事由）

- 第二二八条① 注書略
- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けようとしてなくなった日から五年を経過しない者
- 二・三（略）

（秘密を漏らした罪）

- 第二五九条 第五十一條第二項の規定に違反して登記識別情報の作成又は管理に関する秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（虚偽の登記名義人確認情報を提供した罪）

- 第一六〇条 第二十三條第四項第一号 第十六條第二項において準用する場合を含む。の規定による情報の提供をする場合において、虚偽の情報を提供したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（不正に登記識別情報を取得した罪）

- 第一六一条① 登記簿に不実の記録をさせることとなる登記の申請書又は嘱託の用に供する目的で、登記識別情報を取得した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。情を知つて、その情報を提供した者も、同様とする。

② 略

○消費者契約法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 令和四・六・一七法六△ 本則四〇条（令和七・六・一施行）

（遠隔消費者主体の認定）

第三二条①④ 略

（注書略）

（一五略）

（一五略）

（一五略）

（一五略）

（一五略）

（一五略）

（一五略）

（一五略）

（一五略）

（一五略）

（一五略）

（一五略）

（一五略）

（一五略）

（一五略）

（一五略）

○戸籍法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 令和四・六・一七法六△ 本則三三條号（令和七・六・一施行）
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（令和五・六・九法四△）本則七条 令和七・二六法行

第三二条 戸籍の記載事項

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

とする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならぬ。

第四節 第十五節の二 第二〇七条の三 第二〇七条の四

（改正により追加）

第二〇七条の三 就籍の届出

① 略

② 届書には、第十三条に掲げる事項の外、就籍許可の年月日を記載しなければならない。

第二〇七条の四 就籍の届出

① 略

② 届書には、第十三条に掲げる事項の外、就籍許可の年月日を記載しなければならない。

第二〇七条の五 就籍の届出

① 略

② 届書には、第十三条に掲げる事項の外、就籍許可の年月日を記載しなければならない。

第二〇七条の六 就籍の届出

① 略

② 届書には、第十三条に掲げる事項の外、就籍許可の年月日を記載しなければならない。

第二〇七条の七 就籍の届出

① 略

② 届書には、第十三条に掲げる事項の外、就籍許可の年月日を記載しなければならない。

第二〇七条の八 就籍の届出

① 略

② 届書には、第十三条に掲げる事項の外、就籍許可の年月日を記載しなければならない。

第二〇七条の九 就籍の届出

① 略

② 届書には、第十三条に掲げる事項の外、就籍許可の年月日を記載しなければならない。

○戸籍法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 令和四・六・一七法六△ 本則三三條号（令和七・六・一施行）
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（令和五・六・九法四△）本則七条 令和七・二六法行

第三二条 戸籍の記載事項

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

○戸籍法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 令和四・六・一七法六△ 本則三三條号（令和七・六・一施行）
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（令和五・六・九法四△）本則七条 令和七・二六法行

第三二条 戸籍の記載事項

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

○戸籍法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 令和四・六・一七法六△ 本則三三條号（令和七・六・一施行）
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（令和五・六・九法四△）本則七条 令和七・二六法行

第三二条 戸籍の記載事項

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

○戸籍法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 令和四・六・一七法六△ 本則三三條号（令和七・六・一施行）
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（令和五・六・九法四△）本則七条 令和七・二六法行

第三二条 戸籍の記載事項

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

○戸籍法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 令和四・六・一七法六△ 本則三三條号（令和七・六・一施行）
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（令和五・六・九法四△）本則七条 令和七・二六法行

第三二条 戸籍の記載事項

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

○戸籍法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 令和四・六・一七法六△ 本則三三條号（令和七・六・一施行）
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（令和五・六・九法四△）本則七条 令和七・二六法行

第三二条 戸籍の記載事項

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

○戸籍法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 令和四・六・一七法六△ 本則三三條号（令和七・六・一施行）
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（令和五・六・九法四△）本則七条 令和七・二六法行

第三二条 戸籍の記載事項

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

（一略）

○戸籍法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 令和四・六・一七法六△ 本則三三條号（令和

○人事訴訟法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

者、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会の役員（仮理事を含む）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む）若しくは清算人、金融商品取引所若しくは第八十五条第一項に規定する自主規制法人の役員、仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む）代表者であつた者若しくは清算人、外国金融商品取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、金融商品取引清算機関の代表者若しくは役員、外国金融商品取引清算機関の国内における代表者、証券金融社の代表者若しくは役員、第百五十六条第三十八項に規定する指紛争解決機関の役員、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む）、取引情報蓄積機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む）、特定金融指標算出者の役員、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む）又は特定金融指標算出者は、次の場合において、三十万円以下の過料に処する。

一四五（略）
第六十四条の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつたとき。
六の二一七（略）

○家事事件手続法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四）
- △本則七条（令和七・五・二四までに施行）
- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六）本則三一条一三号（令和七・六・一施行）
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七・六・九法四）附則二八条（令和七・五・二六施行）

（調停の成立及び効力）

第一条 参与員又は参与員であつた者が正当な理由なくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

③ 離婚の訴えに係る訴訟における民事訴訟法第八十九条第二項及び第百七十条第三項の期日においては、同法第八十九条第三項及び第百七十条第四項の当事者は、和解及び請求の認諾をすることができない。

別表第一

- 百二十二の二の項
- ① 前項第一号の含意は、第二百五十八条第一項において準用する第五十四条第一項及び第百七十条第一項に規定する方法によつては、成立させることができない。
- ② 前項第一号の含意は、第二百五十八条第一項において準用する第五十四条第一項及び第百七十条第一項に規定する方法によつては、成立させることができない。
- ③ 略
- ④ 略

百二十二の二の項	戸籍法第七十七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む）及び第七十七条の二
----------	--

百二十八の二の項	児童相談所長又は児童福祉法第三十三条第五項
百二十八の二の二	児童福祉法第三十三条第五項
護についての承認	児童福祉法第三十三条第五項

○民事執行法

有効な改正前規定（民事執行法）

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則三条八号令 和七・六・一施行
- ・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・一四法五三）本則一条（令和七・二・一三まで）に施行

（債務名義）

- 第二二条（住書略）
- 一四四の二（略）
- 五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証が作成された住書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの（以下「執行証書」という）
- 六一七（略）

（強制執行の実施）

- 第五条 強制執行は、執行文交付された債務名義の正本に基づいて実施す。ただし、少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟における支払督促により、これに表示された当事者対し、又はその者のためにする強制執行は、その正本に基づいて実施する。

（執行文の付与）

- 第六条（執行文） 執行文は、申立てにより、執行証書以外の債務名義について事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、執行証書についてはその原本を保存する公証人が付与する。
- ② 執行文の付与は、債権者が債務者にしその債務名義により強制執行をすることができるとき、その旨を債務名義の正本の末尾に付与する方法により行う。
- 一三（改正により追加）

（債務名義の送達）

- 第九条 強制執行は、債務名義又は確定より債務名義となるべき裁判の正本又は原本が、あらかじめ、又は同時に、債務者に送達されるとき限り、開始することができる。第二十七条の規定により執行文交付された場合においては、執行文及び同条の規定により債権者が提出した文書の原本も、あらかじめ又は同時に、送達されなければならない。

（配当等の供託）

- 第九条（住書略）
- 一（略）
- 二（略）
- 三 第二百九十九条第一項第七号又は第二百八十三条第一項第六号に掲げる文書が提出されているとき。
- 四（略）

（執行官の供託）

- 第四一（住書略）
- 一（略）
- 二（略）
- 三 第二百九十九条第一項第七号又は第二百九十九条において準用する第二百八十三条第一項第六号に掲げる文書が提出されているとき。
- 四（略）

（不動産担保の執行の開始）

- 一八（条）（不動産担保の執行）は、次に掲げる文書提出されたとき限り、開始する。
- 一 担保権の存在を証する確定判決若しくは家事事件手続法第七十五条の審判又はこれらと同様の効力を有するもの原本
- 二 担保権の存在を証する公証が作成された公正証書の原本
- 三 担保権の登記（仮登記を除く）に関する登記事項証明書
- 四 一般の先取特権については、その存在を証する文書

（不動産担保の執行の開始決定）

- ④ 不動産担保権の執行の開始決定されたときは、裁判所書記官は、開始決定の送達を際し、不動産担保権の執行の申立てにおいて提出された前二項に規定する文書の目録及び第一項第四号に掲げる文書の写しを相手方に送付しなければならない。
- 一（改正により追加）

（不動産担保権の執行の手続の停止）

- 一八（条）（不動産担保権の執行の手続）は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。
- 一 担保権のないことを証する確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。次号において同じ）の原本
- 二 第二百八十一条第一項第一号に掲げる裁判若しくはこれと同様の効力を有するものを取り消し若しくはその効力がないことを宣言し、又は同項第三号に掲げる登記を抹消すべき旨を命ずる確定判決の原本
- 三 担保権の執行をしない旨、その実行の申立てを取り下げる旨又は債権者が担保権によつて担保される債権の弁済を受ける旨、若しくはその債権の弁済の猶予をした旨を記載した裁判上の和解の登記の抹消に関する登記事項証明書
- 四 担保権の執行の手続の停止及び執行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の原本

（船舶の競売）

- 第六八（条）前章第二節第二款及び第六十八一条から第六十八四条までの規定は、船舶を目的とする担保権の執行と同一の競売について準用する。この場合において、第六十五条第三項中「執行力のある債務名義の正本」とあるのは、第六十八一条において準用する第六十一一条第一項から第三項までに規定する文書と、第六十八一条第一項第四号中「一般の先取特権」とあるのは、先取特権と読み替えるものとする。

（債権及びその他の財産権についての担保権の執行の特等）

- 九三（条） 第四百三十三条に規定する債権及び第四百六十七条第一項に規定する財産権（以下この項において「その他の財産権」という）を目的とする担保権の執行は、担保権の存在を証する文書（権利の移転について登記等を要するその他の財産権を目的とする担保権）が提出されたとき限り、開始する。担保権を有する者が目的物の売却、賃貸、滅失若しくは損傷又は目的物に対する物権の設定若しくは土地取得法（昭和二十六年法律第二百九十九号）による取用その他の行政処分により債務者によってべき金銭その他の物に対して民法その他の法律の規定がよつてその権利の行使についても、同様とする。

（公示書等損壊罪）

- 第二二（条） 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 一（略）
- 二（略）

（陳述等拒絶の罪）

- 第二三（条） 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 一（略）
- 二（略）

○民事保全法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令四・六・一七法六八）本則三九号（令七・六・一施行）

（公示書損壊罪）

第六六条 第二十一条の規定によりその例によることとされる民事執行法第十八条の公示書又は第四項の規定により執行官が公示するために施した公示書その他の標識を損壊した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（陳述等拒絶の罪）

第七七条 第二十一条の規定によりその例によることとされる民事執行法第十八条第一項の規定による執行官の留置若しくは文書の提示を拒み、又は虚偽の陳述を、若しくは虚偽の記載をした文書を提示した債務者又は同項規定する助罰金に処する。

○破産法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令四・六・一七法六八）本則五八条（令七・六・一施行）

（詐欺破産罪）

第二五一条 破産手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、債務者（相続財産の破産にあつては相続財産、信託財産の破産にあつては信託財産。次項においては同じ）につき、破産手続開始の決定が確定したときは、十年以上の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第四号に掲げる行為の相手方となつた者も、破産手続開始の決定が確定したときは、同様とす。（略）

（特定債権者に対する担保の供与等の罪）

第二六一条 債務者（相続財産の破産にあつては相続人、相続財産の管理人、相続財産の清算人又は遺言執行者を、信託財産の破産にあつては受託者等を含む。以下この条において同じ）が、破産手続開始の前後を問わず、特定の債権者に対する債務の消滅に関する行為であつて債務者の義務に属せず又はその方法若しくは時期が債務者の義務に属しないものをし、破産手続開始の決定が確定したときは、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（破産管財人の特別委任罪）

第二六七条 破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者に損害を加ふる目的で、その任務に背く行為をし、債権者に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（前項及び検査の拒絶等の罪）

第二八一条 第四十條第一項（同条第二項において準用する場合を含む）、第二百三十三條第一項（同条第二項において準用する場合を含む）、第二百四十四條の第六項（同条第二項において準用する場合を含む）の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をした者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第九十六條第一項において準用する第四十條第一項（同条第二項において準用する場合を含む）の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をした者も、同様とする。

② ④（略）

（重要財産拒絶等の罪）

第六九条 破産者（信託財産の破産にあつては、受託者等）が第四十條の規定による書面の提出を拒み、又は虚偽の書面を裁判所に提出したときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（業務及び財産の状況に関する物件の隠蔽等の罪）

第七〇条 破産手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、債務者の業務及び財産（相続財産の破産にあつては相続財産に属する財産、信託財産の破産にあつては信託財産に属する財産）の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠蔽し、偽造し、又は変造した者は、債務者（相続財産の破産にあつては相続財産、信託財産の破産にあつては信託財産）につき破産手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第二百五十五條第二項の規定により閉鎖された破産財団に関する帳簿を隠し、偽造し、又は変造した者も、同様とする。

（審尋における詭拒絶等の罪）

第七二条 債務者（破産手続開始の中立て（債務者以外の者がしたものを除く）、又は免責許可の中立てについての審判）において、裁判所が説明を求めた事項について説明を拒み、又は虚偽の説明をしたときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（破産管財人等に対する職務妨害の罪）

第七二条 偽計又は威力を用いて、破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人の職務を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（取崩罪）

第七三条 破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理、次項において「破産管財人等」といふが、その職務を行使し、賄賂を受つて、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

② 前項の場合において、その破産管財人等が不正の請託を受け、又はこれを併科する。

③ 破産管財人又は保全管理人が法人である場合において、破産管財人又は保全管理人の職務を行うその役員又は職員が、その破産管財人又は保全管理人の職務に關し、賄賂を受つて、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。破産管財人又は保全管理人が法人である場合において、その役員又は職員が、その破産管財人又は保全管理人の職務に關し、破産管財人又は保全管理人に賄賂を受つて、又はその供与の要求若しくは約束をしたときも、同様とする。

④ 前項の場合において、その役員又は職員が不正の請託を受け、又はこれを併科する。

⑤ 破産債権者若しくは代理委員はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が、債権者集会の開日に関する議決権の行使又は行使に關し、不正の請託を受けて、賄賂を受つて、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（贈附罪）

第七四條 前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

② 前条第二項、第四項若しくは第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（破産者等に対する強迫誘請等の罪）

第七五條 破産者（個である者に限り、相続財産の破産にあつては、相続人、以下この条において同じ）又はその親族その他の者に破産債権（免責手続の終後）にあつては、免責されたものに限る。以下この条において同じ）を弁済させ、又は破産債権につき破産者の親族その他の者に保証させる目的で、破産者又はその親族その他の者に対し、面会を強請し、又は強迫威迫の行為をした者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○刑法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・刑法等の部を改正する法律 令和四・六・一七法六七 本
則二条 令和七・六・一施行

第一編 総則

第二章 刑

第一節 種類
第一条 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付刑とする。

第二〇条 主刑の軽重は、前条に規定する順序による。ただし禁錮の長期と有期の懲役とは禁錮を重なり刑とし、有期の禁錮の長期と有期の懲役の長期の二倍を超えるときも、禁錮を重なり刑とする。

第二十一条 懲役は、無期及び有期とし、有期懲役は、一年以上二十年以下とする。
懲役は、刑事施設に拘留して所定の作業を行わせる。
改正により追加

第二十三条 禁錮は、無期及び有期とし、有期禁錮は、一年以上二十年以下とする。
禁錮は、刑事施設に拘留する。
有期の懲役及び禁錮の加減の限度

第二十四条 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮を減軽して有期の懲役又は禁錮とする場合においては、その長期を二十年以下とする。
有期の懲役又は禁錮を加重する場合においては三十年以下とする。上げることができない。これを減軽する場合においては一月未満に下げることができる。

第二十六条 改正後 ①
拘留
第四章程 刑の執行猶予

第五十一条 次のに掲げる者が三年以下の懲役若しくは禁錮は五十万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その刑の全部の執行を停止する。

行を猶予することができる。
一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者
二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても、その執行を終つた日又はその執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者
三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことがない者
四 前二項の規定による懲役又は禁錮の言渡しを受けたときは、次に附するべき事項があるときも、前項と同様とする。ただし、次項の規定により保護観察に付せられたその期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。
刑の全部の執行猶予の必要の取消し

第二十六条 ① 禁錮
一 猶予の期間内に更に罪を犯して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがないとき
二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがないとき
三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
刑の全部の執行猶予の必要の取消し

第二十七条 ① 懲役
一 猶予の期間内に更に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
二 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
刑の全部の執行猶予の必要の取消し

第二十八条 ① 懲役
一 猶予の期間内に更に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
二 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
刑の全部の執行猶予の必要の取消し

第二十九条 ① 懲役
一 猶予の期間内に更に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
二 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
刑の全部の執行猶予の必要の取消し

第三十条 ① 懲役
一 猶予の期間内に更に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
二 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
刑の全部の執行猶予の必要の取消し

第三十一条 ① 懲役
一 猶予の期間内に更に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
二 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
刑の全部の執行猶予の必要の取消し

第三十二条 ① 懲役
一 猶予の期間内に更に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
二 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
刑の全部の執行猶予の必要の取消し

第三十三条 ① 懲役
一 猶予の期間内に更に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
二 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
刑の全部の執行猶予の必要の取消し

がなくなつた時において他を執行すべき懲役又は禁錮があるときは、第二項の規定による猶予の期間は、その執行すべき懲役若しくは禁錮の執行を終つた日又はその執行を受けることがなくなつた日から起算する。
刑の全部の執行猶予の必要の取消し

第二十七条 ① 懲役
一 猶予の期間内に更に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
二 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
刑の全部の執行猶予の必要の取消し

第二十八条 ① 懲役
一 猶予の期間内に更に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
二 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
刑の全部の執行猶予の必要の取消し

第二十九条 ① 懲役
一 猶予の期間内に更に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
二 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
刑の全部の執行猶予の必要の取消し

第三十条 ① 懲役
一 猶予の期間内に更に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
二 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
刑の全部の執行猶予の必要の取消し

第三十一条 ① 懲役
一 猶予の期間内に更に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
二 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
刑の全部の執行猶予の必要の取消し

第三十二条 ① 懲役
一 猶予の期間内に更に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
二 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
刑の全部の執行猶予の必要の取消し

第三十三条 ① 懲役
一 猶予の期間内に更に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
二 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
刑の全部の執行猶予の必要の取消し

第三十四条 ① 懲役
一 猶予の期間内に更に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
二 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
刑の全部の執行猶予の必要の取消し

除を得た者は罰金以上の刑に処せられないで十年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失ふ。罰金以下の刑の執行を終つた日又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで五年を経過したときも、同様とする。
併合罪
第四十一条 確定裁判を経ていない二個以上の罪を併合罪とする。ある罪について禁錮以上の刑に処する確定裁判があつたときは、その罪その裁判が確定する前に犯した罪と限り、併合罪とする。
併合罪の制限
第四十二条 ① 刑罰
一 併合罪のうちの一の罪について無期の懲役又は禁錮に処するときは、他の刑を科さない。ただし、罰金、科料及び没収は、この限りでない。
有期の懲役及び禁錮の加重
第四十三条 併合罪のうち二個以上の罪について有期の懲役又は禁錮に処するときは、その最も長い罪について定めた長期の二倍の二分之一を加へたものを超ることを得ない。ただし、それぞれに併合罪に併せられた長期の合計を超ることを得ない。
併合罪について 罰以上の刑の執行
第五十一条 併合罪について、罰以上の裁判があつたときは、その刑を併せて執行する。無期の懲役又は禁錮を執行すべき刑を除き、他の刑を執行せず。有期の懲役又は禁錮を執行すべき刑は、罰金、科料及び没収を除き、他の刑を執行しない。
前項の場合において有期の懲役又は禁錮の執行は、その最も重い罪について定めた長期の長期の二倍を超ることを得ない。
累犯
第十章程 累犯
再犯
第五十一条 懲役に処せられた者がその執行を終つた日又はその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者が有期懲役を受けたときは、更に再犯として、懲役に当たる罪と同量の罪により懲役に処せられた者がその執行の免除を得た日又はその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者が有期懲役に処するときは、前項と同様とする。
併合罪について 処罰された者が、その併合罪のうち一に懲役に処すべき罪があつたのに、その罪が最も重い罪であつたため懲役に処せられなかったものがあるときは、再犯に関する規定の適用については、懲役に処せられたものとみなす。改正により増補
再犯加重
第五十二条 再犯の刑は、その罪について定めた懲役の長期の倍

がなくなつた時において他を執行すべき懲役又は禁錮があるときは、第二項の規定による猶予の期間は、その執行すべき懲役若しくは禁錮の執行を終つた日又はその執行を受けることがなくなつた日から起算する。
刑の全部の執行猶予の必要の取消し

第二十七条 ① 懲役
一 猶予の期間内に更に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
二 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
刑の全部の執行猶予の必要の取消し

第二十八条 ① 懲役
一 猶予の期間内に更に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
二 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
刑の全部の執行猶予の必要の取消し

第二十九条 ① 懲役
一 猶予の期間内に更に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
二 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
刑の全部の執行猶予の必要の取消し

第三十条 ① 懲役
一 猶予の期間内に更に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
二 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
刑の全部の執行猶予の必要の取消し

第三十一条 ① 懲役
一 猶予の期間内に更に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
二 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
刑の全部の執行猶予の必要の取消し

第三十二条 ① 懲役
一 猶予の期間内に更に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
二 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
刑の全部の執行猶予の必要の取消し

第三十三条 ① 懲役
一 猶予の期間内に更に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
二 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき
刑の全部の執行猶予の必要の取消し

以下とする。

第十三章 加重減輕の方法

(法律上の減輕の方)

- 第八八条 (死刑) 死刑は、無期の懲役若しくは禁錮又は十年以上の懲役若しくは禁錮とする。
- 二 無期の懲役又は禁錮を減輕するときは、七年以上の有期の懲役又は禁錮とする。
- 三 有期の懲役又は禁錮を減輕するときは、その長期及び短期の二分の一を減する。
- 四 六 (略)

(端数の切捨て)

第九〇条 懲役、禁錮又は拘留を減輕することにより一日に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第二編 罪

第二章 内乱に関する罪

(内乱)

- 第七七条 ① (正略) 第一首謀者は、死刑又は無期禁錮に處する。
- 二 謀議に参与し、又は群衆を指揮し、若しくは無期又は三年以上以下の禁錮に處し、その他請託の職務に從事した者は、一年以上十年以下の禁錮に處する。
- 三 付和同し、その他単に暴動に参加した者は、三年以下の禁錮に處する。

(略)

第九〇条 内乱の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の禁錮に處する。

(内乱等補助)

第九九条 兵器、資金若しくは食糧を供給し、又はその他の行為により、前条の罪を補助した者は、七年以下の禁錮に處する。

第三章 外患に関する罪

(外患援助)

第八二条 日本国に対して外国から武力行使があつたとき、これに加担して、その軍務に服し、その他これに軍事上利益を与えた者は、死刑又は無期若しくは一年以上の懲役に處する。

(予備及び陰謀)

第八八条 第八十二条の罪の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の懲役に處する。

第四章 外交に関する罪

(外国國旗)

第九九条 ① 外國に対して侮辱を加ふる目的で、その國の國旗を

他の國章を損壞し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に處する。

(略)

(略)

第九九条 外國に対して法的に戦闘行為をする目的で、その予備又は謀略をし、若しくは三月以上五年以下の禁錮に處する。ただし、自首した者は、その刑を免除する。

(中立命令違反)

第九〇条 外國と交戦している際に、局外中立に関する命令に違反した者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に處する。

第五章 公務の執行を妨害する罪

(公務執行妨害及び職務要)

第九五条 ① 公務員が職務執行に当たり、これに対して暴行は脅迫を加えたときは、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に處する。

(略)

(略)

第九六条 公務員が施した封印若しくは差押えの表示を損壞し、又は他の方法によりその封印若しくは押えの表示に係る命令若しくは分を無効としたときは、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

第九七条 二 強制執行を妨害する目的で、次の各号のいずれかに該する行為をした者は、三年以下の懲役若しくは、百五十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。情をわづめて、第三号の規定する誣毀又は権利の認定の相手方となつた者も、同様とする。

(略)

(略)

第九九条 ① 偽計又は威力を用いて、立回者、占有者の確認その他の強制執行の行為を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは、二百五十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

(略)

(略)

第九九条 四 偽計又は威力を用いて、強制執行において行われ、又は行われるべき百五十円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

(略)

第九九条 五 報酬を得、又は得るべき目的で、人の債務に關し、第九八条から前条までの罪を犯した者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

(略)

第九九条 六 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札に契約を締結するためのものを公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは、二百五十万円以下の罰金に處し、又はこ

れを併科する。

(略)

(略)

第六章 逃走の罪

(逃走)

第九七条 法令により拘禁された者が逃走したときは、三年以下の懲役に處する。

(加重逃走)

第九八条 前条に規定する者が拘禁場若しくは拘束のための器具を損壞し、暴行若しくは脅迫をし、又は二人以上通謀して、逃走したときは、三月以上五年以下の懲役に處する。

(被拘禁者取)

第九九条 法令により拘禁された者を奪取した者は、三月以上五年以下の懲役に處する。

(逃走援助)

第一〇〇条 ① 法令により拘禁された者を逃走させる目的で、器具を提供し、その他逃走を容易にする行為をした者は、三年以下の懲役に處する。

② 前項の目的で、暴行又は脅迫をした者は、三月以上五年以下の懲役に處する。

(看守者等による逃走援助)

第一〇一条 法令により拘禁された者が看守し又は護送する者がその拘禁された者を逃走させたときは、一年以上十年以下の懲役に處する。

第七章 犯人威匿及び証拠隠滅の罪

(犯人威匿等)

第一〇三条 罰金以上の刑にたる罪を犯した者が又は拘禁中に逃走した者を威匿し、又は隠蔽させたときは、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に處する。

(証拠隠滅等)

第一〇四条 他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは改造し、又は偽造させたときは、三年以下の懲役若しくは、三十万円以下の罰金に處する。

(証人等威迫)

第一〇五条 二 自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有する者認められた者又はその親族若しくは審判該事件に關し、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強該事件の行為をしたときは、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に處する。

第八章 騒乱の罪

(騒乱)

第一〇六条 (正略) 第一首謀者は、一年以上十年以下の懲役又は禁錮に處する。

二 首謀者は、一年以上十年以下の懲役又は禁錮に處する。二 一人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に處する。

(略)

(略)

多衆不解散

第一〇七条 暴行又は脅迫をするため多衆が集合した場合において、権限のある公務員から解散の命令を、三回以上受けたにもかかわらず、なお解散しなかつたときは、首謀者は三年以下の懲役又は禁錮に處し、その他の者は十万円以下の罰金に處する。

第九章 放火及び失火の罪

(現住建造物等放火)

第一〇八条 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、船舶又は坑を焼損した者は、死刑若しくは無期若しくは五年以上の懲役に處する。

(非現住建造物等放火)

第一〇九条 ① 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、船舶又は坑を焼損した者は、二年以上の有期懲役に處する。

② 前項の物が自己の所有に係るときは、六月以上十年以下の懲役に處する。ただし、公共の危険を生じかつたときは、罰しなくとも。

(建造物等以外放火)

第一〇一条 ① 放火して、前二条に規定する物以外の物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に處する。

② 前項の物が自己の所有に係るときは、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に處する。

(延焼)

第一〇二条 ① 第九九条第二項又は前条第二項の罪を犯し、よつて第九八条又は第九九条第一項に規定する物に延焼させたときは、三年以下の懲役に處する。

② 前項の罪の罪に犯し、よつて同条第二項に規定する物に延焼させたときは、二年以下の懲役に處する。

(予備)

第一〇三条 第八八条又は第九九条第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に處する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(消火妨害)

第一〇四条 火災の際に、消火用の物を隠匿し、若しくは損壞し、又は他の方法により、消火を妨害した者は、一年以上十年以下の懲役に處する。

(業務上失等)

第一〇七条の二 第九八条又は前条第二項の行為が業務上必要な注意を怠つたことによるときは、又は重大な過失によるときは、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に處する。

(方支漏出等及び同致死傷)

第一〇八条 ① ガス、電氣又は熱を漏出させ、流出させ、又は遮断し、よつて他人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に處する。

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

有効な改正前規定 (刑法)

第十章 出水及び水に関する罪

第一九二条 出水等

第一九二条 出水等、現に人が住居に使用し又は現に人がい

第一九三条 出水等

第一九三条 出水等又は鉱物を浸透させた者は、死刑又は無

第一九四条 出水等

第一九四条 出水等、現に人が住居に使用し又は現に人がい

第一九五条 出水等

第一九五条 出水等又は鉱物を浸透させた者は、死刑又は無

第一九六条 出水等

第一九六条 出水等、現に人が住居に使用し又は現に人がい

第一九七条 出水等

第一九七条 出水等又は鉱物を浸透させた者は、死刑又は無

第一九八条 出水等

第一九八条 出水等、現に人が住居に使用し又は現に人がい

第一九九条 出水等

第一九九条 出水等又は鉱物を浸透させた者は、死刑又は無

第二〇〇条 出水等

第二〇〇条 出水等、現に人が住居に使用し又は現に人がい

第二〇一条 出水等

第二〇一条 出水等又は鉱物を浸透させた者は、死刑又は無

第二〇二条 出水等

第二〇二条 出水等、現に人が住居に使用し又は現に人がい

第十三章 秘密を侵す罪

第二〇三条 正当な理由がない

第二〇三条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた

第二〇四条 正当な理由がない

第二〇四条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた

第二〇五条 正当な理由がない

第二〇五条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた

第二〇六条 正当な理由がない

第二〇六条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた

第二〇七条 正当な理由がない

第二〇七条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた

第二〇八条 正当な理由がない

第二〇八条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた

第二〇九条 正当な理由がない

第二〇九条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた

第二一〇条 正当な理由がない

第二一〇条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた

第二一一条 正当な理由がない

第二一一条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた

第二一二条 正当な理由がない

第二一二条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた

第二一三条 正当な理由がない

第二一三条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた

第十四章 公共の危険を生じさせた者

第二一四条 公共の危険を生じさせた者

第二一四条 公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下

第二一五条 公共の危険を生じさせた者

第二一五条 公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下

第二一六条 公共の危険を生じさせた者

第二一六条 公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下

第二一七条 公共の危険を生じさせた者

第二一七条 公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下

第二一八条 公共の危険を生じさせた者

第二一八条 公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下

第二一九条 公共の危険を生じさせた者

第二一九条 公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下

第二二〇条 公共の危険を生じさせた者

第二二〇条 公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下

第二二一条 公共の危険を生じさせた者

第二二一条 公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下

第二二二条 公共の危険を生じさせた者

第二二二条 公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下

第二二三条 公共の危険を生じさせた者

第二二三条 公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下

第二二四条 公共の危険を生じさせた者

第二二四条 公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下

第十五章 飲水に関する罪

第二二五条 飲水に関する罪

第二二五条 飲水に関する罪、六月以下の懲役又は十

第二二六条 飲水に関する罪

第二二六条 飲水に関する罪、六月以下の懲役又は十

第二二七条 飲水に関する罪

第二二七条 飲水に関する罪、六月以下の懲役又は十

第二二八条 飲水に関する罪

第二二八条 飲水に関する罪、六月以下の懲役又は十

第二二九条 飲水に関する罪

第二二九条 飲水に関する罪、六月以下の懲役又は十

第二三十条 飲水に関する罪

第二三十条 飲水に関する罪、六月以下の懲役又は十

第二三一条 飲水に関する罪

第二三一条 飲水に関する罪、六月以下の懲役又は十

第二三二条 飲水に関する罪

第二三二条 飲水に関する罪、六月以下の懲役又は十

第二三三条 飲水に関する罪

第二三三条 飲水に関する罪、六月以下の懲役又は十

第二三四条 飲水に関する罪

第二三四条 飲水に関する罪、六月以下の懲役又は十

第二三五条 飲水に関する罪

第二三五条 飲水に関する罪、六月以下の懲役又は十

第十六章 文書偽造の罪

第二三六条 文書偽造の罪

第二三六条 文書偽造の罪、五年以下の懲役又は十

第二三七条 文書偽造の罪

第二三七条 文書偽造の罪、五年以下の懲役又は十

第二三八条 文書偽造の罪

第二三八条 文書偽造の罪、五年以下の懲役又は十

第二三九条 文書偽造の罪

第二三九条 文書偽造の罪、五年以下の懲役又は十

第二四〇条 文書偽造の罪

第二四〇条 文書偽造の罪、五年以下の懲役又は十

第二四一条 文書偽造の罪

第二四一条 文書偽造の罪、五年以下の懲役又は十

第二四二条 文書偽造の罪

第二四二条 文書偽造の罪、五年以下の懲役又は十

第二四三条 文書偽造の罪

第二四三条 文書偽造の罪、五年以下の懲役又は十

第二四四条 文書偽造の罪

第二四四条 文書偽造の罪、五年以下の懲役又は十

第二四五条 文書偽造の罪

第二四五条 文書偽造の罪、五年以下の懲役又は十

第二四六条 文書偽造の罪

第二四六条 文書偽造の罪、五年以下の懲役又は十

第十七章 有価証券偽造の罪

第二四七条 有価証券偽造の罪

第二四七条 有価証券偽造の罪、五年以下の懲役又は十

第二四八条 有価証券偽造の罪

第二四八条 有価証券偽造の罪、五年以下の懲役又は十

第二四九条 有価証券偽造の罪

第二四九条 有価証券偽造の罪、五年以下の懲役又は十

第二五〇条 有価証券偽造の罪

第二五〇条 有価証券偽造の罪、五年以下の懲役又は十

第二五一条 有価証券偽造の罪

第二五一条 有価証券偽造の罪、五年以下の懲役又は十

第二五二条 有価証券偽造の罪

第二五二条 有価証券偽造の罪、五年以下の懲役又は十

第二五三条 有価証券偽造の罪

第二五三条 有価証券偽造の罪、五年以下の懲役又は十

第二五四条 有価証券偽造の罪

第二五四条 有価証券偽造の罪、五年以下の懲役又は十

第二五五条 有価証券偽造の罪

第二五五条 有価証券偽造の罪、五年以下の懲役又は十

第二五六条 有価証券偽造の罪

第二五六条 有価証券偽造の罪、五年以下の懲役又は十

第二五七条 有価証券偽造の罪

第二五七条 有価証券偽造の罪、五年以下の懲役又は十

その他の代金又は料金の支払用カードを構成するもの不正に作つた者は、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。預貯金、引出用のカードを構成する電磁的記録を不正に作つた者は、同様とする。

② 電磁的記録の取扱い

不正電磁的記録の目的で、同条第二項のカードを所持した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

支払用カード電磁的記録を不正に作成する者

第六六条の四 第六十三条の二の項の犯罪行為の用に供する目的で、同項の電磁的記録の情報を取得した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。情を知つて、その情報を提供した者も、同様とする。

③ 窃盗

第十九章 印章偽造の罪

御筆偽造及び不正使用等

第六五条 行使の目的で、御筆、國筆又は御名を偽造した者は、二年以上の有期徒刑に処する。

公印偽造及び不正使用等

第六六条 行使の目的で、公務所又は公務員の印章又は署名を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

私印偽造及び不正使用等

第六七条 行使の目的で、他人の印章又は署名を偽造した者は、三年以上の懲役に処する。

第十九章の二 不正指電磁的記録に関する罪

不正指電磁的記録作成等

第六八条の二 正当な理由がないのに、人の電子計算機その他の記録を作成し又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

不正指電磁的記録取得等

第六八条の三 正当な理由がないのに、前条第二項の目的で、同項各号に掲げる電磁的記録又は他の記録を取得し又は管理した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十章 偽証の罪

偽証 第一九条 法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

第二十一章 虚偽告訴の罪

虚偽告訴等 第一七条 刑罰又は懲戒の処を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

第二十二章 わいせつ、不同意性交等及び重婚

公然わいせつ 第七四条 公然とわいせつな行為をした者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

わいせつ物頒布等 第一七条の二 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他を頒布し又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は罰金に処する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

不同意わいせつ等致傷 第一八条の二 第二百七十六条若しくは第二百七十九条の項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、つて人を死傷させた者は、無期又は三年以上十年以下の懲役に処する。

淫行勧誘 第一八条の三 淫行の目的で、淫行の習習のない女子を勧誘して姦淫させた者は、三年以上の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

配偶者のある者が重ねて婚姻をしたときは、二年以下の懲役に処する。その相手方となつて婚姻をした者も、同様とする。

第二十三章 賭博及び高くしに関する罪

賭博及賭博場開設等 第一八条の四 常習として賭博をした者は、三年以下の懲役に処する。

賭博場を開張し、又は賭博を結合して利益を図つた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

高くしを発売した者は、二年以下の懲役又は五百五十万円以下の罰金に処する。

高くしを発売の取次ぎをした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

以下に罰金に処する。

第二十四章 礼拝所及び墳墓に関する罪

礼拝所崇敬及び誹謗等妨害 第一九条の二 神祠、仏堂、墓所その他の礼拝所に対し、公然と不敬な行為をした者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

誹謗 第二〇条 誹謗、遺言、遺又は他に納めたる物を損毀し、遺棄し、又は頒布した者は、三年以下の懲役に処する。

墳墓掘り死体損毀等 第一九条の三 墳墓を掘削した者は、二年以下の懲役に処する。不敬な行為をした者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

死体損毀 第二〇条の二 死体、遺骨、遺又は他に納めたる物を損毀し、遺棄し、又は頒布した者は、三年以下の懲役に処する。

第二十五章 汚職の罪

公務員職權濫用 第一九条の四 公務員がその職權を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役に処する。

特別公務員職權濫用 第一九条の五 裁判官、検察官若しくは警察官の職務を行つた者が、これらの職務を補助する者がその職務を濫用して、人を逮捕し、又は監禁したときは、六月以上十年以下の懲役に処する。

特別公務員職權濫用 第一九条の六 裁判官、検察官若しくは警察官の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者が、その職務を行うに当たり、被疑者、被告人、被疑者その他の者に対し、暴行若しくは脅迫若しくは加虐の行為をしたときは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

取賄、受託取賄及び事前取賄 第一九条の七 公務員が、職務上、賄賂を受取し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。その場合において、請を授けるときは、七年以下の懲役に処する。

公務員にならうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受け、賄賂を受取し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

公務員が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

加重取賄及び事後取賄

第一九七条の三 公務員が前条の罪を犯し、よつて不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の期間懲役に処する。

公務員であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上正な行為をし、又はその相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を受取し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

あつせん取賄 第一九七条の四 公務員が請託を受け、他の公務員に職務上正な行為をさせるように、又は相対の行為をさせないようにあつせんをすること又はしたことの報酬として、賄賂を受取し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

贈賄 第一九八条 第二百九十七条の四に規定する賄賂を供与し、又はその申込み又は約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十六章 殺人の罪

殺人 第一九九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

予備 第一〇〇条 第二百九十九条の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除する場合がある。

自殺関与及び同意殺人 第二〇一条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその罪を受容し若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

第二十七章 傷害の罪

傷害 第二〇二条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

傷害致死 第二〇三条 身体を傷害し、よつて人を死させた者は、三年以上の有期懲役に処する。

現場助勢 第二〇四条 前条の犯罪が行われに當り、現場において助勢を助けた者は、自ら人を傷害するに當り、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

暴行 第二〇八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

一・二（略）
④（略）

（犯罪収益隠蔽）

第一〇条① 犯罪収益等（公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為が日本国外でなされた行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとみなされたならばこれらの罪にたり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たらないものを含む。以下二項において同じ。）により提供しようとした財産を除く。以下の項及び次条において同一の取得若しくは処分につき事実を偽装し、又は犯罪収益等を隠蔽した者は、十年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。犯罪収益（同法第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為による提供しようとした財産を除く。）の発生の原因につき事実を偽装した者も、同様とする。
② 第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（犯罪収益收受）

第一一条 情を知つて、犯罪収益等を受取した者は、七年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該約に係る債務の履行が犯罪収益等によつて行われることの情を知らなかつた当該約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

○航空機の強取等の処罰に関する法律

法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定
改正法令一覽
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則三条（令和七・六・一施行）

（航空機の強取等）
第一一条① 暴行若しくは脅迫を用い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の航空機を強取し、又はほしめ、まにその連航を配した者は、無期又は七年以上の懲役に処する。
②（略）

（航空機強取等致死）

第二一条 前条の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

（航空機強取等予備）

第三一条 第一一条第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、三年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除する。

（航空機の運航阻害）

第四一条 偽計又は威力を用いて、航行中の航空機の針路を変更させ、その他その正常な運航を阻害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

○人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律

法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定
改正法令一覽
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則三四条（令和七・六・一施行）

（故意犯）
第一一条 工場又は事業場における事業活動に伴つて人の健康を害する物質（身体・密着と場合に人の健康を害するものとなる物質を含む。）を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
② 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、七年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

（過失犯）

第三一条① 業務上必要な注意を怠り、工場又は事業場における事業活動に伴つて人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は二百万円以下の罰金に処する。
② 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三百万円以下の罰金に処する。

○不正アクセス行為の禁止等に関する法律

法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定
改正法令一覽
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則一〇三条五号（令和七・六・一施行）

（罰則）
第一一条 第三条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
第二一条 次各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一 一五（略）

○爆発物取締罰則

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則一条（令和七・六・一施行）

第一条（爆発物使用） 治安ヲ妨グ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスルノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用シタル者及ヒ人ヲテ之ヲ使用セシメタル者ハ死刑又ハ無期若クハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第二条（使用用途） 前条ノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用セントスルノ際発覚シタル者ハ無期若クハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第三条（製造・輸入・所持・注文） 第一条ノ目的ヲ以テ爆発物若クハ其使用ノ供シ可キ器具ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第四条（脅迫・教唆・煽動・共謀） 第一条ノ罪ヲ犯サントシテ脅迫教唆煽動ノ止ル者及ヒ共謀ニ止ル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第五条（補助のための製造・輸入等） 第一条ニ記載シタル犯罪者ノ為ニ補助シタル製造物若クハ其使用ノ供シ可キ器具ヲ製造輸入販売譲与寄蔵シ及ヒ其約束シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第六条（筆証責任） 爆発物ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者ハ一年以上五年以下ノ懲役ニ処ス

第七条（犯罪告知義務） 第一条乃至第五条ノ犯罪アルコトヲ認知シタル時ハ直ニ警察官若クハ其約束シタル者ハ一年以上二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第八条（犯人隠匿・隠滅、罪証隠滅） 第一条乃至第五条ノ犯罪者ヲ蔵匿シ若クハ隠滅セシメ又ハ其罪証ヲ隠滅シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

○暴力行為等処罰二関スル法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則八条（令和七・六・一施行）

第一条（集团的暴行・脅迫・毀棄） 団体若クハ多衆ノ威力ヲ示シ、団体若クハ多衆ノ威嚇ヲ示シテ威力ヲ示シ又ハ威嚇ヲ示シ若クハ数人共同シテ刑法ハ明治四十年法律第四十五号ノ第二百八条、第二百二十九条又ハ第六百六十二条ノ罪ヲ犯シタル者ハ三年以上ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

第二条（加重暴行） ①銃砲若クハクロスボウ又ハ刀剣類ヲ用ヒテ人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ一年以上十五年以下ノ懲役ニ処ス
②略

第三条（常習的傷害・暴行・脅迫・毀棄） ①常習シテ刑法第二百四十四条、第二百八条、第二百二十二条、第六百六十一条ノ罪ヲ犯シタル者ハ暴力モナルキハ一年以上十五年以下ノ懲役ニ処シ其ノ他ノ場合ニ在リテハ三月以上十五年以下ノ懲役ニ処ス
②略

第四条（集团的、常習的強迫強請・強談威迫） ①財産ノ不正ノ利益ヲ得又ハ得シムル目的ヲ以テ第一条ノ方法ニ依リ面会ヲ強請シ又ハ強談威迫ヲ行フヲ為シタル者ハ一年以上十以下ノ罰金ニ処ス
②略

第五条（集团的、常習的強迫強請・強談威迫） ①財産ノ不正ノ利益ヲ得又ハ得シムル目的ヲ以テ第一条ノ方法ニ依リ面会ヲ強請シ又ハ強談威迫ヲ行フヲ為シタル者ハ一年以上十以下ノ罰金ニ処ス
②略

第六条（集團犯罪等の請託） ①第一条ノ方法ニ依リ刑法第九十九九条、第二百四十四条、第二百八条、第二百二十二条、第二百二十九条ノ罪ヲ犯シタル者ハ約束シタル者及ヒ其ノ財産上ノ利益若クハ職務ヲ供与シタル目的ヲ以テ金品若クハ他ノ財産上ノ利益若クハ職務ヲ供与又ハ其ノ申込若クハ約束ヲ為シタル者若クハ六月以下ノ懲役又ハ十以下ノ罰金ニ処ス
②第一条ノ方法ニ依リ刑法第九十五条ノ罪ヲ犯シタル目的ヲ以テ前項ノ行為ヲ為シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ十以下ノ罰金ニ処ス

○人質による強要行為等の処罰に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則三七条（令和七・六・一施行）

第一条（人質による強要等） 又は強禁し、これを人質にして、第三者に対し、義務の不履行を要する又は権利を行使することを要求し若クハ六月以上十年以下の懲役に処ス
②略

第二条（加重強要） 第一条ノ人質にして、かつ、凶器を示シ人を逮捕し、又は強禁した者若クハこれを人質にないで、第三者に対し、義務の不履行を要すること又は権利を行使することを要求したときは、無期又は五年以上の懲役に処ス

第三条（航空機の強取等の処罰に関する法律） 昭和四十五年法律第二十八号ノ第一条第一項ノ罪を犯した者が、当該航空機内にある者人質にして、第三者に対し、義務の不履行を要すること又は権利を行使することを要求し若クハ六月以上十年以上の懲役に処ス
②略

第四条 ①第二条又は前条の罪を犯した者が、人質にされている者を殺したときは、死刑又は無期懲役に処ス
②略

有効な改正前規定（爆発物取締罰則） 暴力行為等処罰法 人質強要行為等処罰法 盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律

○盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則七条（令和七・六・一施行）

第一条（常習殊強強盗） 常習シテ左ノ各号ノ方法ニ依リ刑法第二百三十五条、第二百三十六条、第二百三十八条若クハ第三十九条ノ罪又ハ其ノ未遂罪ヲ犯シタル者対シ強盗ヲ以テ論ズベキトキ三年以上、強盗ヲ以テ論ズベキトキ七年以上ノ有期懲役に処ス
②略

第二条（常習強強盗） 常習シテ前条ニ掲ケタル刑法各条ノ罪又ハ其ノ未遂罪ヲ犯シタル者ニシテ其ノ行為前十年内ニ此等ノ罪又ハ此等ノ罪ト他ノ罪ト併合罪ニ付同以上六月ノ懲役以上ノ刑ヲ執行受又ハ其ノ執行ノ免除ヲ得ルモノノ対シ刑ノ科スベキトキハ前条ノ例ニ依ル

第三条（常習強盗傷人、常習強盗・不同意性交等） 常習シテ刑法第二百四十四条ノ罪、人ヲ傷シタルキ限リ、又ハ第二百四十五条第一項ノ罪ヲ犯シタル者ハ無期又ハ十年以上ノ懲役に処ス

有効な改正前規定（爆発物取締罰則） 暴力行為等処罰法 人質強要行為等処罰法 盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律

○道路交通法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則一〇二条（令和七・六・一施行）

第二十七条（車両等）
① 車両等、軽車両を除く。以下七の項において同じ。の運転者が、当該車両等の交通による人の死傷があつた場合において、第七十一条（交通事故の場合の措置）第一項前段の規定に違反したときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
② 前項の場合において、同項の人の死傷が当該運転者の運に起因するものであるときは、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十七条の二（一） 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
① 一四（略）
② 一四（略）

第二十七条の二（二） 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
① 一九（略）
② 一四（略）

第二十七条の三（二） 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
① 一三（略）
② 一三（略）

第二十八条（一） 第六十七条（危険防止の措置）第三項の規定による警察官の検査を拒み、又は妨げた者は、三月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則六六条（令和七・六・一施行）

第二条（危険運転致死傷）
① 五年以下の懲役に処し、人を死傷させた者は、一年以上の有期徒刑に処する。
② 五年以下の懲役に処し、人を死傷させた者は、一年以上の有期徒刑に処する。

第三条（一） アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障を生じるおそれがある状態で、自動車運転し、よつて、そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた者は、五年以下の懲役に処し、人を死傷させた者は、十年以下の懲役に処する。

第四条（一） アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障を生じるおそれがある状態で、自動車運転した者が、運転に必要な注意を怠り、よつて、人を死傷させた場合において、その運転時のアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が免責することを免れる目的で、更にアルコール又は薬物を摂取すること、その場を離れて身体に保有するアルコール又は薬物の濃度を減少させること、その他その影響の有無又は程度が免責することを免れるべき行為をしたときは、二年以下の懲役に処する。

第五条（一） 自動車運転に必要を注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

第六条（一） 第一号を除く。の罪を犯した者、人を死傷させた者に限る。が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、六月以上の有期徒刑に処する。

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則四三三條（令和七・六・一施行）

第四条（一） 児童買春をした者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
① 児童買春の周旋をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
② 児童買春の周旋をすることを業とした者は、七年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

第五条（一） 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするよう勧誘した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
② 前項の目的で、人に児童買春をするよう勧誘することを業とした者は、七年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

第六条（一） 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするよう勧誘した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
② 前項の目的で、人に児童買春をするよう勧誘することを業とした者は、七年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

第七条（一） 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持に至つた者であり、かつ、当該者であることが明らに認められる者に限る。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管に至つた者であり、かつ、当該者であることが明らに認められる者に限る。）も、同様とする。

第八条（一） 児童ポルノを提供した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則四三三條（令和七・六・一施行）

第四条（一） 児童買春をした者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
① 児童買春の周旋をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
② 児童買春の周旋をすることを業とした者は、七年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

第五条（一） 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするよう勧誘した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
② 前項の目的で、人に児童買春をするよう勧誘することを業とした者は、七年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

第六条（一） 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするよう勧誘した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
② 前項の目的で、人に児童買春をするよう勧誘することを業とした者は、七年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

第七条（一） 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持に至つた者であり、かつ、当該者であることが明らに認められる者に限る。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管に至つた者であり、かつ、当該者であることが明らに認められる者に限る。）も、同様とする。

第八条（一） 児童ポルノを提供した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

③ 一四（略）
④ 一四（略）
⑤ 一四（略）

⑥ 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができるとする方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

⑦ 略

⑧ 略

〔児童買春目的の人身売買等〕

第八条① 児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的で、当該児童を売買した者は、一年以上十年以下の懲役に処す。

② 前項の目的で、外国に居住する児童で略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民は、二年以上の有期懲役に処す。

③ 略

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令四・六・一七法六八）本則五五条（令和七・六・一施行）

（定額）

第三条① 略

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 略

○臓器の移植に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令四・六・一七法六八）本則二二条五六号（令和七・六・一施行）

（罰則）

第二〇条① 第十一条第一項から第五項までの規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

② 略

第二一条① 第六条第五項の書面に虚偽の記載をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す。

② 第六条第六項の規定に違反して同条第五項の交付を受けず、臓器の摘出をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処す。

第二二条 第十一条第一項の許可を受けず、業として行う臓器のあっせんをした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

有効な改正前規定（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 臓器の移植に関する法律）

○麻薬及び向精神薬取締法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則一四二条（令和七・六・一施行）

第六四条① ジアセチルモルヒネ等を、みだりに、本邦若しくは外国に輸し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造し若しくは一年以上の有期懲役に処す。
② 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、無期若しくは三年以上の懲役及び五十万円以上の罰金若しくは三年以上の懲役及び五十万円以上の罰金に処す。
③ 略

第六四條の二① ジアセチルモルヒネ等を、みだりに、製劑し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、交付し、又は所持した者は、十年以下の懲役に処す。
② 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処す。
③ 略

第六四條の三① 第十二条第一項又は第四項の規定に違反し、ジアセチルモルヒネ等を用い、廃棄し、又はその施用を受けた者は、十年以下の懲役に処す。
② 営利の目的で前項の違反行為をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処す。
③ 略

○覚醒剤取締法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則一四〇条（令和七・六・一施行）

第四一① 覚醒剤を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者（第四十一条の五第一項第二号に該当するものを除く）は、一年以上の有期懲役に処す。
② 営利の目的で前項の罪を犯した者は、無期若しくは三年以上の懲役に処し、又は情状により無期若しくは三年以上の懲役及び十千円以下の罰金に処す。
③ 略

第四一の二① 覚醒剤を、みだりに、所持し、譲り渡し、又は譲り受けたる者 第四二条第五号に該当する者を除くは、十年以上の懲役に処す。
② 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処す。
③ 略

第四一の三① 次の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処す。
② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処す。
③ 略

○国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則三二条（令和七・六・一施行）

第五① 次に掲げる行為を業とした者は、これらの行為が第二条の罪に当たるとして併せてこれを業とした者を含むは、無期又は五年以上の懲役及び五十万円以下の罰金に処す。
一四 略

第六① 薬物犯罪収益等隠匿（薬物犯罪収益等隠匿）
第六二条① 薬物犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を偽装し、又は薬物犯罪収益等を隠匿した者は、十年以上の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。薬物犯罪収益の発生の原因につき事実を偽装した者も、同様とする。
② 略
③ 第三項の罪を犯す目的をもって、その予備をした者は、二年以上の懲役又は五十万円以下の罰金に処す。

第七① 薬物犯罪収益等受取（薬物犯罪収益等受取）
第七二条 情を知つて、薬物犯罪収益等を受取した者は、七年以下の懲役に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを受取した者又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る）の時に当該契約に係る債務の履行が薬物犯罪収益等によつて行われることを知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを受取した者は、この限りでない。

第八① 規制薬物としての物品の輸入等（規制薬物としての物品の輸入等）
第八二条① 薬物犯罪（規制薬物の輸入又は輸出に係るものに限る）を犯す意思をもって、規制薬物として交付を受け、又は取得した薬物その他の物品を輸入し、又は輸出した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す。
② 薬物犯罪（規制薬物の譲渡し、譲受け又は所持に係るもの）

（限る）を犯す意思をもって、薬物その他の物品を規制薬物として譲り渡し、若しくは譲り受け、又は規制薬物として交付受け、若しくは取得した薬物その他の物品を所持した者は、二年以上の懲役又は三十万円以下の罰金に処す。

○刑事訴訟法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・刑法等の一部を改正する法律 令和四六・一七法六七 本
- ・刑事訴訟法等の一部を改正する法律 令和五五・一七法一八 本則条（令和七・五・一六まで施行）

第七十五条の五 複数の被疑者の選任 裁判官は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十七条の第二項において、特に必要があると認めるときは、職権で被疑者一人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第九九条（要約の保釈）（注書略）

- 一 被告人が死刑又は無期若しくは長期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものであるとき
- 二 被告人が前に死刑又は無期若しくは長期十を超え懲役若しくは禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき
- 三 被告人が常習として長期一年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものであるとき
- 四 略
- 五 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をするに疑うに足りる相当な理由があるとき

第五二条（出頭義務違反と刑罰）

証人として召喚を受け正當な理由がなく出頭しない者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第六一条（宣誓証書の拒絶と刑罰）

正当な理由なく宣誓又は証書を拒む者は、一年以下懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二〇二条（緊急逮捕）

① 検察官、検察事務官又は司法書士職員は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役又は禁錮にあたる罪を犯したことを疑い充分な理由がある場合であつて、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないう場合は、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。

第二八一条（必要の弁護）

① 死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない。

第三〇二条（公訴時効期間）

① 時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの以外の場合には、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

- 一 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については三十年
- 二 長期二十年の懲役又は禁錮に当たる罪については十年

第三〇七条（無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪）

① 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については十五年

- 三 長期十五年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については十年
- 四 長期十五未満の懲役又は禁錮に当たる罪については七年
- 六 長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については三年

第三二二条（五）（外使用の罪）

被告人又は被告人であつた者が、検察官において被告人の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた調書に係る複製等を、前条第三項各号に掲げる手続又は若しくは審判に使用し、又はその目的に反して交付し、又は提示し、若しくは電氣通信回線を通じて提供したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三八一条（出頭義務とその免除）

① 拘留にあたる事件の被告人は、判決の宣告をする場合には、公判日に出席しなければならない。その他の被告人は、被告人又は被告の対し公判期日の出頭しないことを許すことができる。

第三九一条（必要の弁護）

① 死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない。

第三九一条（二）（簡易裁判手続の決定）

被告人が、前条第五項の陳述に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官、被告人及び弁護人意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易裁判手続によつて審判する旨の決定することができる。ただし、死刑又は無期若しくは長期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件については、この限りでない。

第三〇二条（二）（取調等）

① 証書略

- 一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件
- 二 長期一年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件

第三四二条（一）（禁錮以上の刑の宣告と保釈等の失効）

① 禁錮以上の刑に処す判決の宣告があつたときは、保釈又は拘留の執行停止は、その効力を失う。

第三四四条（一）（禁錮以上の刑の宣告後における拘留期間）

① 禁錮以上の刑に処す判決の宣告があつた後は、第六一条第二項但書及び第八十九條の規定は、これを適用しない。

第三四九条（一）（執行猶予取消しの手続）

① 刑の執行猶予の言渡を取り消す場合においては、検察官は、刑の言渡を受けた者の現在地又は最後の住所を転ずる地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に対しその請求をしなければならない。

第三五〇条（二）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（三）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（四）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（五）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（六）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（七）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（八）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（九）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（十）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（十一）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（十二）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（十三）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（十四）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（十五）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（十六）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（十七）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（十八）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（十九）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（二十）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（二十一）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（二十二）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（二十三）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（二十四）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（二十五）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（二十六）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（二十七）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（二十八）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（二十九）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（三十）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（三十一）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（三十二）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（三十三）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（三十四）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（三十五）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（三十六）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（三十七）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（三十八）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（三十九）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（四十）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（四十一）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（四十二）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（四十三）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（四十四）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（四十五）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（四十六）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（四十七）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（四十八）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（四十九）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（五十）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（五十一）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（五十二）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（五十三）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（五十四）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（五十五）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（五十六）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（五十七）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（五十八）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（五十九）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（六十）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（六十一）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（六十二）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（六十三）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（六十四）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（六十五）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（六十六）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（六十七）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（六十八）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（六十九）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（七十）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（七十一）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（七十二）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（七十三）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（七十四）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（七十五）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（七十六）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（七十七）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（七十八）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（七十九）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（八十）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（八十一）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（八十二）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（八十三）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（八十四）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（八十五）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（八十六）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（八十七）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（八十八）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（八十九）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（九十）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（九十一）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（九十二）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（九十三）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（九十四）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（九十五）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（九十六）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（九十七）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（九十八）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（九十九）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（一百）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（一百零一）（含意の内容）

① 略

第三五〇条（一百零二）（含意の内容）

① 略

有効な改正前規定（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律 少年法）

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・七法六八、本則四六条（令和七・六・一施行））

（傍受令状）

第三条①（住書略）

三 死刑又は無期若しくは長期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪が別表第一又は別表第二に掲げる罪かつ、引き続きその実行に必要な準備のために犯され、かつ、引き続き当該別表第一又は別表第二に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき

②（略）

③（略）

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八、本則四六条（令和七・六・一施行））

（警察官の送致等）

第六条の六（住書略）

一（住書略）

二（略）

②（略）

③（略）

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

○少年法

（取扱いの分離）

②③（略）

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

⑳（略）

㉑（略）

㉒（略）

㉓（略）

㉔（略）

㉕（略）

㉖（略）

㉗（略）

（取扱いの分離）

②③（略）

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

⑳（略）

㉑（略）

㉒（略）

㉓（略）

㉔（略）

㉕（略）

（取扱いの分離）

②③（略）

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

⑳（略）

㉑（略）

㉒（略）

㉓（略）

㉔（略）

㉕（略）

（取扱いの分離）

②③（略）

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

⑳（略）

㉑（略）

㉒（略）

㉓（略）

㉔（略）

㉕（略）

（取扱いの分離）

②③（略）

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

⑳（略）

㉑（略）

㉒（略）

㉓（略）

㉔（略）

㉕（略）

（取扱いの分離）

②③（略）

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

⑳（略）

㉑（略）

㉒（略）

㉓（略）

㉔（略）

㉕（略）

（取扱いの分離）

②③（略）

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

⑳（略）

㉑（略）

㉒（略）

㉓（略）

㉔（略）

㉕（略）

（取扱いの分離）

②③（略）

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

⑳（略）

㉑（略）

㉒（略）

㉓（略）

㉔（略）

㉕（略）

（取扱いの分離）

②③（略）

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

⑳（略）

㉑（略）

㉒（略）

㉓（略）

㉔（略）

㉕（略）

（取扱いの分離）

②③（略）

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

⑳（略）

㉑（略）

㉒（略）

㉓（略）

㉔（略）

㉕（略）

（取扱いの分離）

②③（略）

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

定により仮釈放を許すことができる期間を経過した懲役受刑者又は禁錮受刑者が、第八十八条第二項の規定により開放施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その閉鎖な社会復帰を図るため、刑事施設の外において、その者が、釈放後の住居又は就業先の確保その他の身上の重要な用務を行い、更生保護に關係ある者を訪問し、その他の釈放後の社会生活に有意味な体験をする必要があると認めるときは、刑事施設の職員同行なしに、外出し、又は七日以内の期間を定めて外出することを許すことができる。ただし、外泊については、その受刑者に係る刑が六月以上執行されている場合に限る。

② 略

（電話等による通信）

第四六条① 刑事施設の長は、受刑者、未決拘禁者としての地位を有するものを除き、以下の款において同じ）に対し、第八十八条第一項の規定により開放施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その者の改善更生又は閉鎖な社会復帰に資すると認めるときその他相当と認めるときは、電話その他の政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。

② 略

（懲罰の種類）

第五一条① 柱書略

一 略

二 第九十三条の規定による作業の十日以内の停止（改正により附された）
 三 一六（略）（改正後二一五）
 ② 前項第一号から第五号まで、懲罰にあつては二種類以上を併せて、同項第六号の懲罰（以下この節において「閉居罰」という。）にあつては同項第五号の懲罰と併せて科することができる。

③ 略

（労務場留置者の処遇）

第二八八条 労務場に留置されている者（「労務場留置者」という。）の処遇については、その性質に反しない限り、前編第三章中の懲役受刑者に関する規定を準用する。

○更生保護法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律（令和四・六・一七法七）
 第七七条（令和七・六・一施行）
 ・刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五・五・一七法二）
 八附則三九条（令和七・五・一六までに施行）

（法定期間経過の通告）

第三三条 刑事施設の長又は少年院の長は、懲役又は禁錮の刑の執行のため收容している者について、刑法第一八八条又は少年法第五十八条第一項に規定する期間が経過したときは、その旨を地方委員会に通告しなければならない。

（仮釈放及び仮出場の申出）

第三四条① 刑事施設の長又は少年院の長は、懲役又は禁錮の刑の執行のため收容している者について、前条の期間が経過したか、法務省令で定める基準に該当すると認めるときは、地方委員会に対し、仮釈放を許すべき旨の申出をしなければならぬ。

② 略

（仮釈放の取消し）

第七五条①②（略）

③ 刑事訴訟法第四百八十四条から第四百八十九条までの規定は、仮釈放を取り消された者の取消について適用があるものとす。

第三章第五節 第一款名（改正により追加）

（保護観察の仮解除）

第八一条①⑤（略）
 ⑥（改正により追加）

第三章第五節 第二款（第八一条の二第八一条の五（改正により追加））

更生緊急保護

第八五条①（柱書略）

- 一 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わつた者
- 二 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行の免除を得た者
- 三 懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、

その裁判が確定するまでの者
 四 前号に掲げる者のほか、懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付されなかつた者
 五 懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかつた者であつて、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わったもの
 六一九（略）
 ⑥（略）

○労働基準法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四・六・一七法六八) 本則三三三條(令和七・六・一施行)

第二七条 第五条の規定に違反した者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

第二八条① 第六條、第五十六條、第六十三條又は第六十四條の二の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一―四 (略)

附則
第四一條①④ (略)
⑤ 第三項の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

有効な改正前規定(労働基準法)

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和六・五・三法四二) 本則二條(令和七・一〇・一施行)

第一條 この法律(第一号に掲げる用語にあつては、第九條の七、第六十一條第二十八項、第三十四項、第三十五項及び第三十八項並びに第三十一條の二十三項を除く)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。

一―五 (略)

育児・介護休業法 労働審判法

○労働審判法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四・六・一七法六八) 本則三三三條(令和七・六・一施行)

第三四條 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(人の秘密を漏らす罪)
第三四條 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一條 この法律(第一号に掲げる用語にあつては、第九條の七、第六十一條第二十八項、第三十四項、第三十五項及び第三十八項並びに第三十一條の二十三項を除く)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。

労働組合法

○労働組合法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四・六・一七法六八) 本則三五五條(令和七・六・一施行)

第九條の四① 禁罰以上の刑に処せられ、その執行を終つた後、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。

第一條 この法律(第一号に掲げる用語にあつては、第九條の七、第六十一條第二十八項、第三十四項、第三十五項及び第三十八項並びに第三十一條の二十三項を除く)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。

一―五 (略)

第二九條 救済命令等の全部又は一部が確定判決によつて支持された場合において、その違反があつたときは、その行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三〇條 第二十三條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三一條 第二十三條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三二條 第二十三條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

労働組合法

有効な改正前規定（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 不正競争防止法）

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則九四条（令和七・六・一施行）

第三二条（委員長の身分保障）（旧書略）

一―三（略）
四 禁錮以上の刑に処せられた場合
五、六（略）

第八九条（不当な取引制限等の罪）

① 次の各号のいずれか当該当するものは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。
一、二（略）

②（略）

第九〇条（排斥排除措置命令違反等の罪）

次の各号のいずれかに該当するものは、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
一―三（略）

第九一条（銀行業・保険業を営む会社による議決権の取得等の規制違反等の罪）

第一一条第一項の規定に違反して株式を取得し、若しくは所有し、若しくは同条第二項の規定に違反して株式を所有した者又はこれらの規定による禁止若しくは制限につき第三十七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第九二条（懲役及び罰金の併科）

第八十九条から第九十一条までの罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができ、

第九三条（秘密漏示等の罪）

第三十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第九四条（行政調査の拒否等の罪）

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
一―四（略）

第九四条の三（秘密保持命令違反の罪）
① 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
②③（略）

○特許法 不正競争防止法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則三〇一条（令和七・六・一施行）

（侵害の罪）

第一九六条 特許権又は専用実施権を侵害した者（第一百一条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く）は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一九六条の二

第二十一条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（詐欺の行為の罪）

第一九七条 詐欺の行為により特許、特許権の存続期間の延長登録、特許異議の申立てについての決定又は審決を受けた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

（虚偽表示の罪）

第一九八条 第一百八八条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

（秘密を漏らした罪）

第二〇〇条 特許庁の職員又はその職にあつた者若しくはその職務に關して知得た特許出願中の発明に關する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二〇〇条の二

査証人又は査証人であつた者が査証に關して知得た秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（秘密保持命令違反の罪）

第二〇〇条の三（秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。）
②③（略）

○不正競争防止法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則三〇一条（令和七・六・一施行）

（罰則）

第二一条 ① 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
②（略）

③

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
④（略）

④

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
⑤（略）

⑤

○著作権法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四・六・一七法六八) 本則二七条四号(令和七・六・一施行)

製物を頒布する旨の申出をした者(当該各号の原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して七十年を経過した後において当該複製、頒布、所持又は申出を行った者を除く)は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一・二(略)

第二二条の二① 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
② (略)

第二九条① 著作権又は著作隣接権を侵害した者(第三十条第一項(第百二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。)に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第百十三条第二項、第三項若しくは第六項から第八項までの規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権(同項の規定による場合にあつては、同条第九項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第五号において同じ。)を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第百十三条第十項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第三号若しくは第六号に掲げる者を除く)は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

② 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 一六(略)
③ 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
④ ⑤ (略)

第二〇条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 一六(略)

第二二条 著作でない者の実名又は周知の変名を著作者として表示した著作物の複製物(原著作物の著作でない者の実名又は周知の変名を原著作物の著作者として表示した二次的著作物の複製物を含む)を頒布した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二二条の二 次の各号に掲げる商業用レコード(当該商業用レコードの複製物(二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む)を含む)を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、その複製物を頒布の目的をもって所持し、又はその複製物を頒布する旨の申出をした者(当該各号の原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して七十年を経過した後において当該複製、頒布、所持又は申出を行った者を除く)は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一・二(略)

有効な改正前規定(著作権法)